

高圧ガス保安法に係る事務・権限の 移譲に関するアンケートについて (報告)

平成26年10月1日
高圧ガス保安室

アンケートの概要について①

1. 背景

現状、地方自治法第252条の17の2に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部については、都道府県条例の定めるところにより市町村が処理することができる制度（事務処理特例）が存在しているところ。

他方で、高圧ガス保安法に係る事務・権限については、平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」を受け、指定都市に移譲する方向で検討を進めることとなっている。

【参考1】地方自治法（昭22法67）（抄）

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

【参考2】事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定） の該当箇所

○高圧ガス保安法（昭26 法204）

高圧ガスの製造・貯蔵等に係る事務・権限については、災害発生時の対応等を踏まえた移譲の対象となる事務権限の範囲、指定都市側が指摘する受入体制の整備や十分な準備期間の確保等の調整を着実に行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

アンケートの概要について②

2. 目的

移譲の対象となる事務・権限の範囲や準備期間の確保等については、現状の保安レベルを維持するために調整を行う必要があることから、まずは現状の実態等を把握するために実施したもの。

3. 実施時期

平成26年6月27日～7月31日

※データについては、平成26年3月末日時点のものを依頼

4. 実施対象

①道府県(15)

北海道、宮城県、埼玉県、神奈川県、千葉県、新潟県、静岡県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県

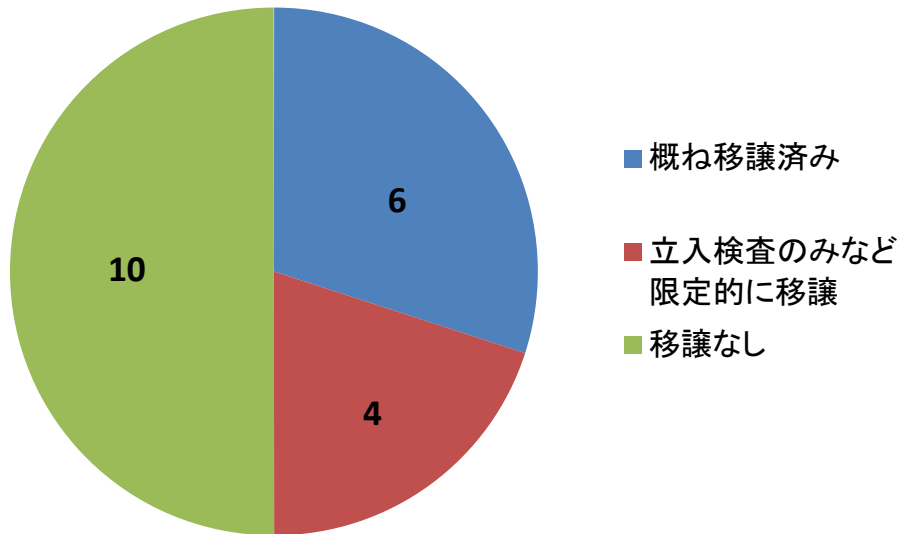
②指定都市(20)

札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市

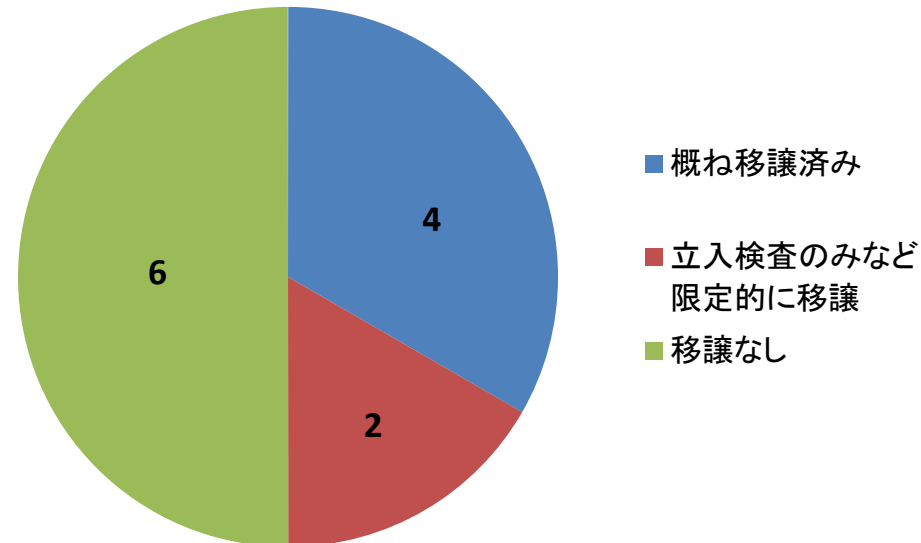
事務・権限の移譲状況について

- 高圧ガス保安法に係る都道府県知事の事務・権限については、事務処理特例に基づき、全体の半数の指定都市が何らかの事務の移譲を受けている。
- そのうち、石油コンビナート立地都市別の移譲の状況についても、ほぼ同じ比率での傾向が見られる。

事務処理特例による移譲の状況
(指定都市数)



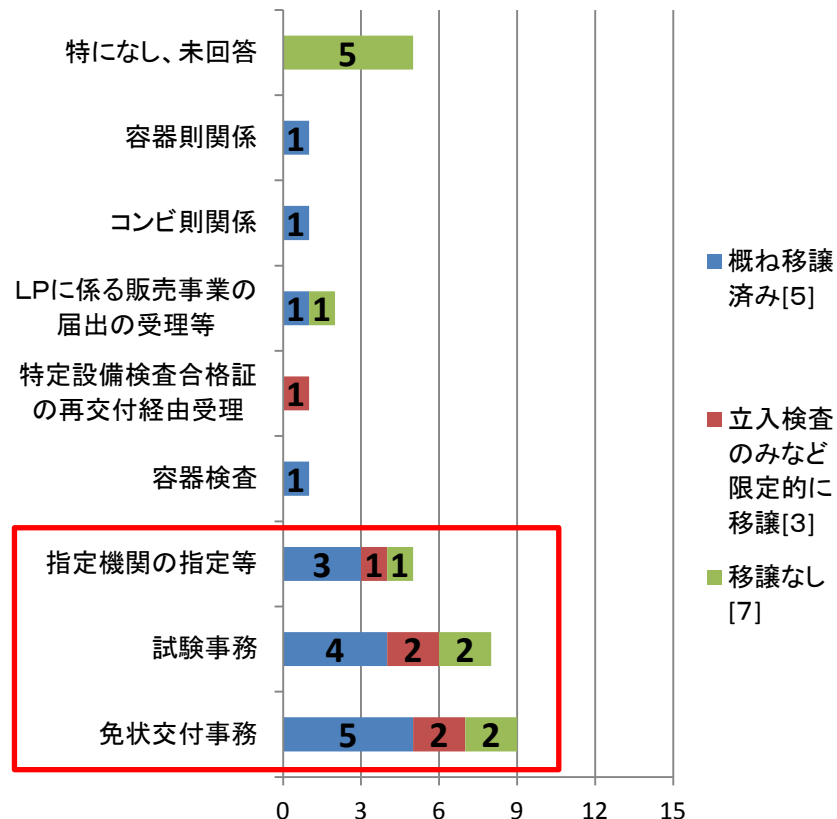
うち、石油コンビナート立地都市別の移譲の状況



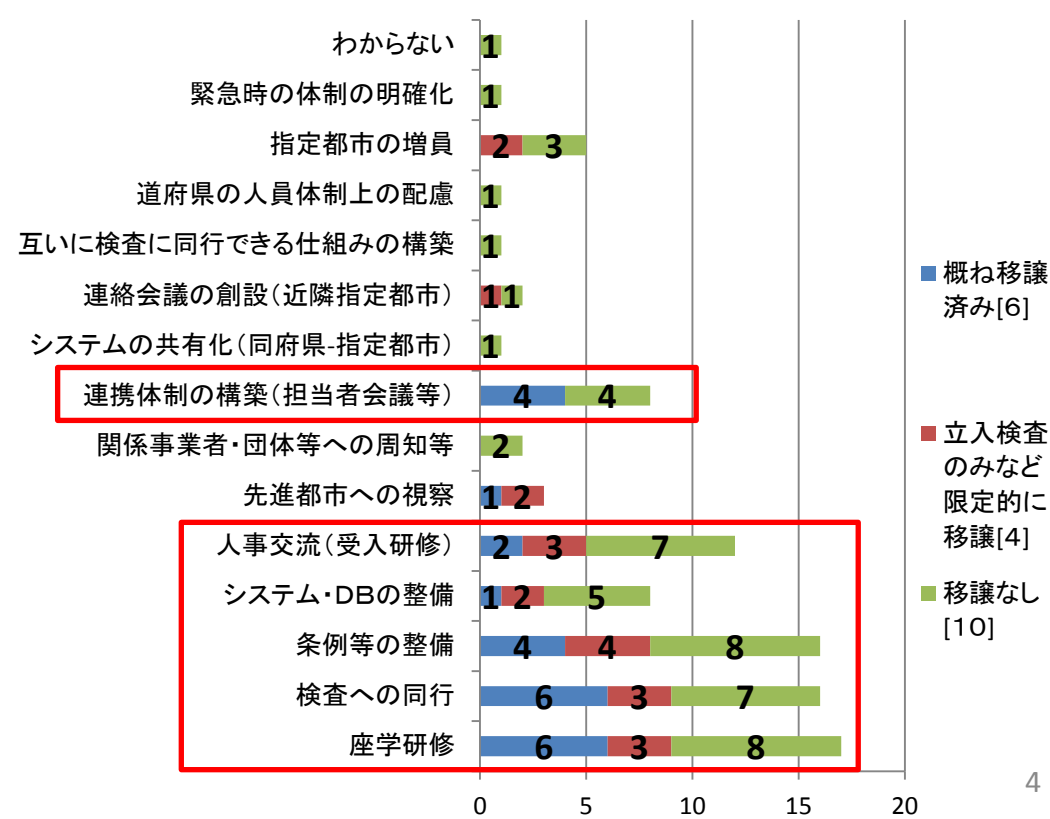
道府県に残すべき事務と措置について

- 道府県に残した(残すべきと考える)事務については、「免状交付事務」「試験に事務」「指定機関の指定等」が多く挙げられ、いずれも効率性の観点から道府県に残すべきとの理由によるものである。
- 移譲にあたり実施した(実施すべきと考える)措置については、研修等の引継ぎに関する項目が上位を占めるほか、道府県－指定都市間の連携体制の構築についての回答も多い。

道府県に残した(残すべきと考える)事務



移譲にあたり実施した(実施すべきと考える)措置

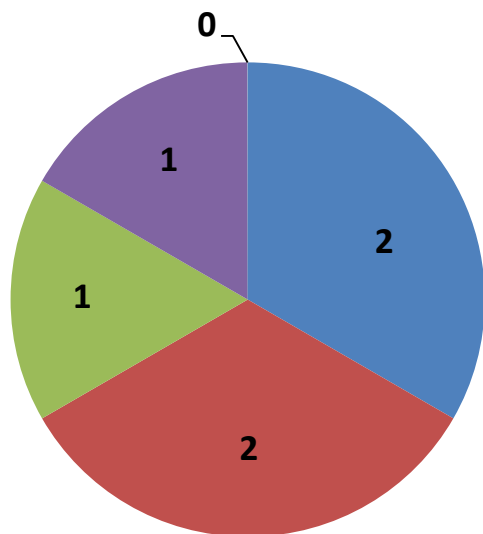


移譲期間について

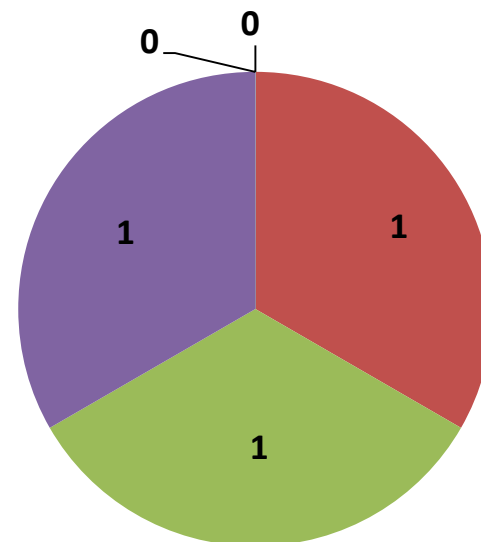
○何らかの移譲を既に実施している道府県・指定都市においては、3年以下で処理が行われている。

○一方、移譲をしていない道府県・指定都市においては、2年以上の準備期間を望んでおり、そのうち「3年以上4年未満」が半数を占める結果となった。

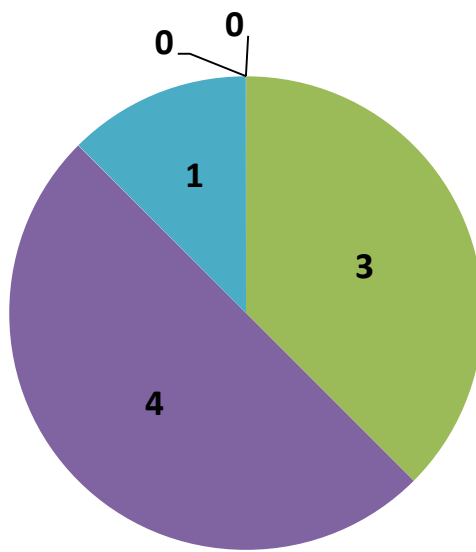
概ね移譲済み[6]



立入検査のみなど限定的に移譲[4]



移譲なし[10]

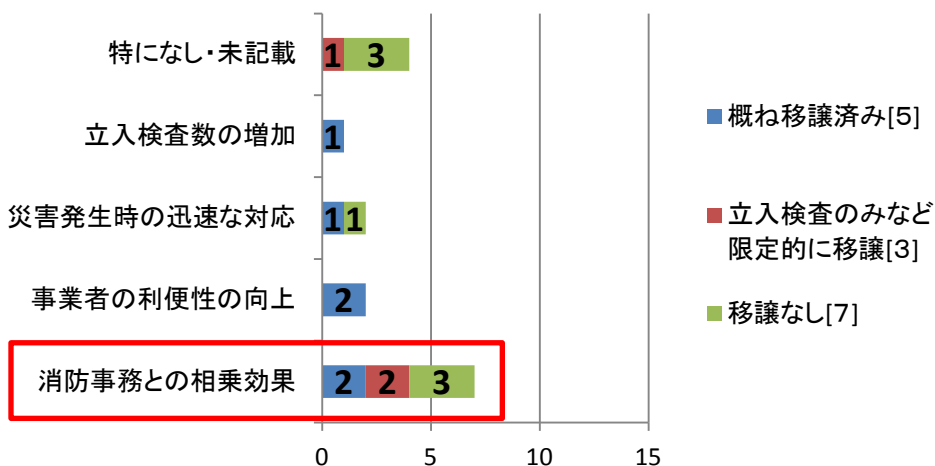


- 1年未満
- 1年以上2年未満
- 2年以上3年未満
- 3年以上4年未満
- 4年以上

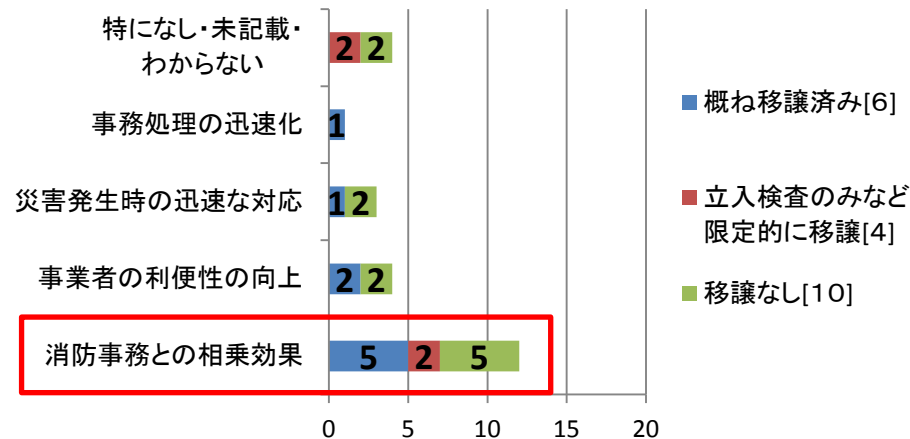
移譲の効果と苦労した点について

- 効果については、道府県・指定都市ともに、「消防事務との相乗効果」が多数であった。
これは、現時点での移譲の有無を問わない傾向である。
- 苦労した点については、「技術移転」が最も多く、次いで「人員・財源の確保」や「文書・データの引継ぎ」が挙げられている。

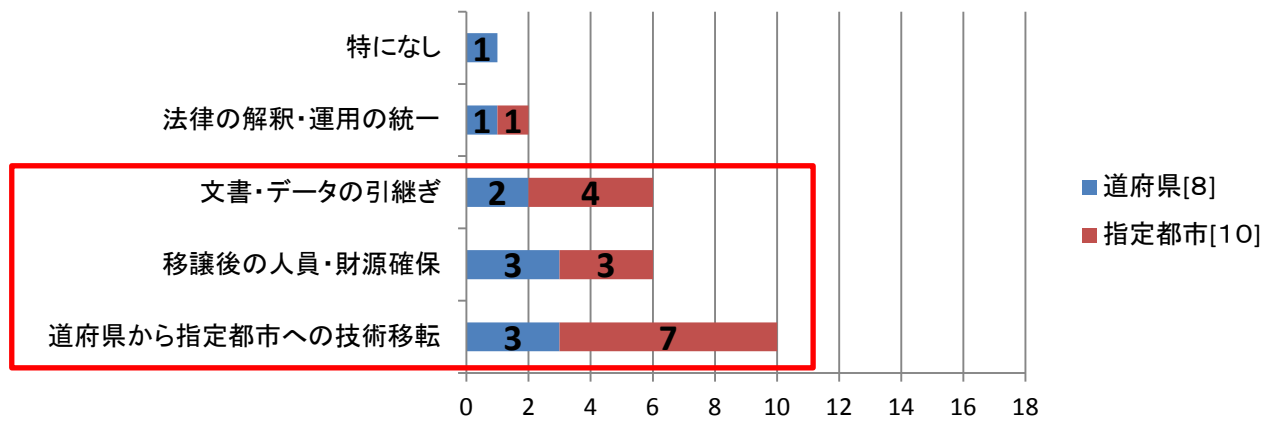
移譲の効果(道府県)



移譲の効果(指定都市)



移譲にあたり苦労した点 (移譲実施地域のみ回答)



一の指定都市に石油コンビナート等特別防災区域等が収まらない場合について

- 事務・権限を指定都市に移譲するに当たっては、石油コンビナート等特別防災区域や個別の事業所が一の指定都市に収まらない場合について考慮する必要がある。
- いずれの場合であっても、対応策については一定の傾向を見せず、分散する結果となった。

石油コンビナート等特別防災区域が収まらない場合

移譲済み・・・3指定都市、移譲なし・・・3指定都市

	移譲済み (一部移譲を含む)	移譲なし
移譲事務から除き、県が所管	1	0
いずれかの市に、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき事務委任	1	0
協議会等を設置し、運用を統一	0	2
特になし	1	1

事業所が収まらない場合

移譲済み・・・3指定都市、移譲なし・・・1指定都市

	移譲済み (一部移譲を含む)	移譲なし
移譲事務から除き、県が所管	1	1
いずれかの市に、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき事務委任	1	0
市境で別々に管理	1	0